別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十七の四　（略）	（略）
十七の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	十八万七千円
十七の五の二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	百七十一万九千円
十七の五の三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	三十五万二千円
十七の五の四　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	四十七万七千円
十七の六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	四十七万七千円
十七の七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	十八万七千円
十七の七の二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	百七十一万九千円
十七の七の三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二百十九万五千円
十七の八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
十七の九～九十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十七の四　（略）	（略）
十七の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	十八万七千円
十七の六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十七万七千円
十七の七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十八万七千円
十七の八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
十七の九～九十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。